

農村整備事業実施要綱

制定 令和3年4月1日付け2農振第2736号
最終改正 令和5年4月1日付け4農振第3448号
農林水産事務次官依命通知

第1 目的

我が国の農村では、かつてない少子高齢化、人口減少の進行等により集落機能の維持が困難な地域が増加するのみならず、農業集落排水施設、農道等の農村インフラ施設の老朽化が進行し、自然災害に対しても脆弱な状況にある。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の教訓を踏まえ、農村での生活やリモートワーク、農泊等の価値が再認識され、「新たな日常」を支える地域社会の実現に向けて地方移住への関心が高まっていることから、農村に安心して住み続けられる条件を整備し、農村の持続性の向上を図ることが重要である。

このため、農村インフラ施設の状況や地域における役割を点検し、施設の再編・集約、優先順位を付けた計画的な保全対策、地震、浸水、停電等の災害対策等の強靱化及び維持管理の効率化、農業生産性の向上等のための高度化を実施することにより、もって、農村に安心して住み続けられる条件を整備し、農村の持続性の向上を図ることとする。

第2 事業の内容

農村整備事業（以下「本事業」という。）の内容は、次に掲げるものとし、その具体的な運用については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによる。

1 農業集落排水施設整備事業

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備等を行う事業

2 農道・集落道整備事業

農業生産性の向上と農産物流通の合理化を図るための農道又は農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する集落道の整備等を行う事業

3 営農飲雑用水施設整備事業

家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備等を行う事業

4 地域資源利活用施設整備事業

農村地域における地域資源を利活用して農業生産の補完等を行うための施設の整備等を行う事業

5 集落防災安全施設整備事業

農業集落の防災と安全を図るために必要な施設等の整備等を行う事業

6 計画策定等事業

第5の農村インフラ整備計画で示した検討方針及び整備方針に基づき、点検・診断、調査、施設の再編・集約、維持管理の効率化等の検討及び計画の策定を行う事業

第3 事業の実施区域

本事業の実施区域は、次のとおりとする。

1 農業集落排水施設整備事業

主として、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）で定める農業集落が連続した領域であって、社会的、歴史的又は地理的条件、土地利用及び水利用の状況、住民の日常の生活圏域、住民の意識等からみて一体と考えられる区域内の区域とする。

2 農道・集落道整備事業

原則として、整備される農道又は集落道の路線若しくは区間又は機能（以下「路線等」という。）が都道府県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲において実施するものとする。

3 その他第2に掲げる事業（前二項に掲げるものを除く。）

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域（農業振興地域の指定が行われていない市町村にあっては同法第4条第1項の農業振興地域整備基本方針に定められた農業振興地域として指定することを相当とする地域）及びこれと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域とする。

第4 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区その他農業者等が組織する団体等であって、農村振興局長が別に定める者とする。

第5 計画の作成

本事業を実施しようとする者は、第2の1から6までに掲げる事業を実施しようとするときは、農村の持続性の向上を図るための、農村インフラの再編・

集約、災害対策、維持管理の効率化、農業生産性の向上等への対応方針その他農村振興局長が別に定める事項を記載した農村インフラ整備計画を作成するものとする。

第6 採択要件

本事業の採択に当たっては、第2に掲げる事業ごとに農村振興局長が別に定める要件を満たすものとする。

第7 事業の申請等

- 1 都道府県知事は、本事業を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定める場合を除き、当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、事業採択申請書、事業計画概要書（土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）に基づき事業を行う場合に限る。）、第5の農村インフラ整備計画及び農村振興局長が別に定める書類（以下「事業採択申請書等」という。）を、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、都道府県以外が本事業を実施しようとする場合にあっては、事業実施主体は、都道府県知事の指定する期日までに農村インフラ整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、これを基に事業採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、農村振興局長が別に定めるところにより事業採択申請書等を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に事業採択通知書を交付するものとする。なお、都道府県以外が本事業を実施しようとする場合にあっては、採択の通知を受けた都道府県知事は、事業実施主体にその旨を通知するものとする。

第8 助成

国は、予算の範囲内で、本事業に関連して必要となる経費のうち、農村振興局長が別に定める経費につき、事業実施主体に助成するものとする。

第9 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱及び法、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

附 則

この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。